



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 過重労働解消キャンペーン 実施結果

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 税制改正(ふるさと納税)

NEWS1. 過重労働解消キャンペーン実施結果

厚生労働省は、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめました。この重点監督は、長時間労働による過労死等の労災請求があった事業場など労働基準法違反が疑われる4,561事業場に集中して実施したものです。

<主な違反内容>

- (1) 違法な時間外労働があったもの2,304事業場(50.5%) うち時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が月100時間を超えるもの : 715事業場(31.0%)
うち月150時間を超えるもの : 153事業場(6.6%)
うち月200時間をこえるもの : 53事業場(1.5%)
- (2) 賃金不払い残業があったもの : 955事業場(20.9%)
- (3) 過重労働による健康障害防止策が未実施のもの : 72事業場(1.6%)

約半数の2,304事業場で違法な時間外労働などの労基法違反が確認され、それらの事業場に是正・改善指導。厚労省は是正に応じない場合は送検も視野に入れ対応、引き続き監督指導を行うそうです。現在中小企業には猶予されている”月60時間超の時間外労働割増率50%の適用”が2019年より実施されることになりそうです。時間外労働対策については今後も規制強化は避けられなく、労働時間管理の見直しは企業にとっても急務となります。

NEWS2. (書籍の紹介)

「運を支配する」なぜ運は特定の人に集中するのか? 桜井章一 藤田晋

(内容紹介)

勝負でたまにしか勝てない人と、勝ち続ける人ではいったい何が違うのか。麻雀でも、ビジネスの世界でも、懸命に努力したからといって必ず勝てるわけではない。勝負に必要なのは、運をものにする思考法や習慣である。その極意を知っている人と知らない人とでは、人生のあらゆる場面で大きな差がつくのだ。「『ゾーン』に入る仕掛けをつくる」「パターンのできたら自ら壊せ」「ネガティブな連想は意識的に切る」「違和感のあるものは外す」等々、20年間無敗の雀鬼・桜井氏と、「麻雀最強位」タイトルを獲得したサイバーエージェント社長・藤田氏が自らの体験をもとに実践的な運のつかみ方を指南。麻雀の知識の有無は本書を読むのに問題ないそうです。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

ふるさと納税をして税額控除を受けたいのですが、収入は給与所得しかなく年末調整だけで確定申告をしたことがありません。税額控除を受けるにはどうしたらいいですか。

Answer

平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税は、納税先に控除申請の代行を要請すれば、税額控除を受けるための申告が不要になります。また、税額控除の限度額が引き上げられます。



【解説】

個人住民税における都道府県・市区町村に対する寄付金に係る寄付金税額控除(ふるさと納税)は、平成27年度税制改正により申告手続方法、特例控除限度額が変更になっています。

1 ふるさと納税ワンストップ特例制度

平成27年4月1日以後に確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。

確定申告を行わない給与所得者等は、ふるさと納税を行う際、控除申請の代行を納税先の都道府県又は市区町村に要請することになります。

ただし、この制度は確定申告を行う人又は5団体を超える都道府県若しくは市区町村に対してふるさと納税を行った場合は適用されません。

2 特例控除額の引き上げ

ふるさと納税の特例控除額の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割(現行1割)に引き上げられます。

○ふるさと納税を行うと、特産品等をもらえることがあります。

例

長野県飯山市	デスクトップPC、ノートPC、米 他
長崎県平戸市	海産物、牛肉、焼酎 他
北海道土幌町	牛肉、農産物 他
愛知県岩倉市	名古屋コーチン、グラス 他

※ もらえる特産品等は休止変更されることがありますので、納税前に当該市区町村等に御確認下さい。

根拠条文等

平成27年1月14日閣議決定 平成27年度税制改正の大綱

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850